

会津都市計画地区計画の決定（会津若松市決定）

都市計画亀賀地区計画を次のように決定する。

名	称	亀賀地区計画
位	置	会津若松市一箕町大字亀賀字村東及び郷ノ原の一部
面	積	約 1 . 8 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は会津若松市の中心部より約2kmに位置し、地区の北側には会津大学や鶴亀ハイタウンに接し、南側には国道49号に面した地区である。この地区の適切な土地利用を図るため地区計画を策定し、沿道利用型の業務の立地を促進し、計画的な市街地開発を行うことを目標とする。
	土地利用の方針	周辺地域の土地利用に対し、整合を図りながら良好な環境を維持し、住宅地及び、沿道利用型業務地のため土地利用を推進する。
	地区施設の整備方針	地区施設として区画道路（W=6.0m）を適正に配置し、住居地区と業務地区とが良好な環境形成されるよう規制誘導する。
	建築物の整備の方針	住居地区は隣接する住宅地と調和した、高度な住環境を維持推進する施設とし、業務地区にはその環境を阻害する施設を除くものとする。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区画道路 W=6.0m, L=約209.0m
	建築物の形態・意匠 建築等に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域にふさわしい落ち着いた雰囲気を感じさせる形態・意匠とし、周辺環境との調和に配慮する。 2. けばけばしい色彩とせず落ち着いた色彩を基調とし、周辺環境との調和を図る。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

周辺地域の良好な環境を維持しながら、住宅地並び、沿道利用のための土地利用を推進し、計画的な市街地形成への誘導を図るため、地区計画を本案のとおり決定しようとするものである。